



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1 か月 2,200 円

目次（*については県法規集掲載事項）

○ 訓令

*2 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令
（総合防災課）

○ 公告

平成17年度「若年者オールインワン支援」事業委託業務コンペティション実施に係る事前説明会の実施（雇用推進課）

訓 令

和歌山県訓令第2号

庁中一般
各地方機関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木村 良樹

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令
職員の防災体制等措置要領（昭和 36 年和歌山県訓令第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

（1）職員の警戒及び配備体制発令の基準

区 分	地震・津波	風水害等
警戒体制 1 号	① 地震が発生し、県内で震度 4 を記録したとき。	① 水防配備態勢 1 号が発令されたとき。
警戒体制 2 号	① 和歌山県に津波注意報が発表されたとき。 ② 東海地震予知情報が発表されたとき。 ③ 危機管理監が必要と認めたとき。	① 大雨、洪水又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき。 ② 水防配備態勢 2 号が発令されたとき。 ③ 危機管理監が必要と認めたとき。（台風接近のため嚴重な警戒が必要なとき。）
配備体制 1 号	① 危機管理監が必要と認めたとき。	① 暴風警報かつ大雨警報が発表されたとき。 ② 紀の川、熊野川、有田川又は日高川のいずれかに洪水警報が発表されたとき。 ③ 危機管理監が必要と認めたとき。（台風により重大な災害が発生する恐れがあると認められるとき。）
配備体制 2 号	① 和歌山県に津波警報（津波）が発表されたとき。 ② 地震が発生し、県内で震度 5 弱又は 5 強を記録したとき。 ③ 危機管理監が必要と認めたとき。	① 水防配備態勢 3 号が発令されたとき。 ② 危機管理監が必要と認めたとき。（災害救助法の適用をしなければならないような災害が予想されるとき。）

（2）職員の警戒及び配備体制の担当課室

体制の種類	担当課室名（地震・津波）	担当課室名（風水害等）
警戒体制	1 号 広報・総合防災・危機管理・消防保安・農村計画・農地整備・県土整備総務・道路保全・道路建設・河川・砂防・管理整備・漁港	広報・総合防災・危機管理・消防保安・農村計画・農地整備・県土整備総務・道路保全・道路建設・河川・管理整備・漁港
	2 号 上記（警戒体制 1 号）各課室を含め 福祉保健総務	上記（警戒体制 1 号）各課室を含め 福祉保健総務・砂防
配備体制	1 号 上記（警戒体制 2 号）各課室を含め 秘書・総務学事・管財・企画総務・環境生活総務・医務・健康対策・商工労働総務・農林水産総務	上記（警戒体制 2 号）各課室を含め 秘書・総務学事・管財・企画総務・環境生活総務・医務・健康対策・商工労働総務・農林水産総務・水産振興・資源管理
	2 号 上記（配備 1 号体制）各課室を含め 人事・財政・総務事務集中・市町村・情報システム・食品安全企画・子育て推進・長寿社会推進・障害福祉・国民健康保険・薬務・経営支援・果樹園芸・エコ農業推進・畜産・就農促進・新ふるさと推進・林業振興・森林整備・定住促進・水産振興・資源管理・技術調査・事業進行・道路政策・高速道路推進・生活排水・下水道・都市政策・住宅環境・公共建築・振興	上記（配備 1 号体制）各課室を含め 人事・財政・総務事務集中・市町村・情報システム・食品安全企画・子育て推進・長寿社会推進・障害福祉・国民健康保険・薬務・経営支援・果樹園芸・エコ農業推進・畜産・就農促進・新ふるさと推進・林業振興・森林整備・定住促進・技術調査・事業進行・道路政策・高速道路推進・生活排水・下水道・都市政策・住宅環境・公共建築・振興

【災害対策連絡室編成課室名】

(室長 危機管理監、副室長 危機管理局長)
秘書・広報・総務学事・人事・財政・管財・総務事務集中・総合防災・危機管理・消防保安・企画総務・福祉保健総務・環境生活総務・商工労働総務・農林水産総務・農地整備・漁港・県土整備総務・河川・管理整備・砂防

【災害対策連絡室編成課室名】

(室長 危機管理監、副室長 危機管理局長)
秘書・広報・総務学事・人事・財政・管財・総務事務集中・総合防災・危機管理・消防保安・企画総務・福祉保健総務・環境生活総務・商工労働総務・農林水産総務・農地整備・漁港・県土整備総務・河川・管理整備・砂防

第 4 項第 4 号中「農地整備課」の次に「、農村計画課」を加え、同項第 5 号中「河川課 農地整備課」を「河川課 農地整備課 農村計画課」に改める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

公 告

公 告

平成 17 年度実施予定の若年者オールインワン支援事業の業務委託について、コンペティション方式により委託業者の選定を行うに当たり、参加希望者に対する事前説明会を実施するので、公告する。

平成 17 年 3 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 概要

(1) 委託業務名

平成 17 年度「若年者オールインワン支援事業」委託業務

(2) 業務内容

大きな不安に陥りがちな若年求職者の相談窓口として「若年者就職支援センター（通称：ジョブカフェ・わかやま）」を開設し、専門のキャリアカウンセラーによる適職診断テストや面接トレーニング、個別カウンセリング等で相談者の心の負担を軽減し、挑戦への意欲を喚起した上で、実際の就職に結びつけるための事業（無料職業紹介、就職支援セミナー等）を実施する。

(3) 予算上限額は、14,180 千円とする。

(4) 説明会開催日時及び場所

平成 17 年 3 月 7 日 (月) 午後 1 時 30 分

和歌山県庁 北別館地下 C 会議室

(参加者多数の場合、時間及び場所を変更することがある。)

(5) 事前説明会での確認事項

ア 仕様書の配布及び説明

イ コンペティション参加確認書の配布

(6) コンペティションの実施方法 (予定)

ア 企画書の提出 (1 次審査)

企画書の提出期限 平成 17 年 3 月 16 日 (水) 午後 5 時まで

イ プレゼンテーション (審査会)

(ア) 企画書に対してプレゼンテーションを実施する。

(ただし、参加者多数の場合、企画書のみによる事前審査を行う場合もある。)

(イ) プレゼンテーションでは、企画書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する。

(ウ) プレゼンテーションの日程、場所等は、別途通知する。

(7) 契約予定期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

(8) 留意事項

事前説明会に参加していない者がコンペティションに参加することはできないものとする。

2 事前説明会参加の手続等に関する事項

(1) 担当課室

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課

電話番号 073-441-2805 (直通)

FAX 073-422-5004 (直通)

(2) 事前説明会参加のための手続

事前説明会への参加を希望する者は、参加申出書を作成の上、提出することとする。

(3) 参加申出書等の交付

ア 交付期限

公告の日から平成 17 年 3 月 4 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間

イ 交付場所

2 の (1) と同じ。

ウ 交付の方法

交付場所において交付する。(郵送による交付は行わない。)

(4) 参加申出書の提出方法

ア 提出期限

平成 17 年 3 月 1 日 (火) から平成 17 年 3 月 4 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間

イ 提出方法

2 (1) 記載の場所に持参すること。

3 事前説明会への参加の資格要件に関する事項

事前説明会に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者

イ 自治法令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者

エ 税金を滞納していない者

オ 県内に本店、支店又は営業拠点を有する者又は和歌山県内に事業所を有しない者が参加を希望する場合に雇用推進課職員の求めに応じて速やかに県庁に来訪することが可能な者

4 その他

このコンペティションは、平成 17 年 2 月和歌山県議会において、平成 17 年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。